

日本人の長寿を支えてきた「国民皆保険」制度。ところが今、皆保険の骨格をなす国民健康保険が私たちの暮らしを破壊し、命を脅かす。払いたくても払えないほど高い保険料に懲罰的な取り立て……。この国の「セーフティーネット（安全網）」が機能していない現実を報告する。

ジャーナリスト

笹井恵里子

されるのか!

# 健康保険が を脅かす

「このまま国民健康保険料の未納が続くと、あなたの財産を差し押さえます」というショートメールが私の携帯に届いた。今年11月のことだ。郵便でも先日、「今すぐ納付してください」と大きく書かれた督促状を受け取った。その紙には指定期限までに納付しないと、〈財産調査が行われ、予告なく差押が執行される〉と記されている。

確かに私は現在、30万円の国民健康保険料(国保料)を滞納している。

前回の本誌記事(「国民健康保険料が高すぎる!」10月17日号)に記した通り、今年度の国保料の支払いは年間約88万円、今年6月から来年3月まで月々約8万8000円の支払いであった。所得のおよそ14%を占めている。国保加入者以外の読者は、自身の所得の15%前後が国保料として徴収されると想定してほしい。

実際に多くの国保加入者がそれだけの負担を強いられるている。ちなみに私は高校生の子どもを抱えるシングルマザーであるが、国保では、家族の人数が増える分だけ保険料の負担が増す仕組みなのである。

前回記事のおさらいをしよう。公的医療保険は主に6種類がある。(1)大企業に勤める労働者とその家族が加入する健康保険組合(組合健保)(2)公務員、学校職員とその家族が加入する共済組合(3)中小企業で働いている人が加入する全国健康保険協会(協会けんぽ)(4)75歳以上が加入する後期高齢者医療制度(5)特定の職業団体が運営する「国保組合」と、

(6)市町村が運営する「国保」に分けられ、(6)の国保には、他の公的医療保険に入れない人が加入できる。現在は国保に加入していない人も、リストラで職を

失ったり、正規から非正規職員になったり、もしくは定年退職して75歳未満であれば加入することになる。逆にいうと、国保は住民

票さえあれば、誰でも加入できる。国保があるからこそ「皆保険制度」が維持でき、日本全国どこでも、同じ負担で同じ質の保険診療が受けられるわけだが、「問題は、保険料が高い。その一点につきます」

と話すのは、大阪社会保険推進協議会事務局長の寺内順子氏だ。大阪府では古くから国保にまつわる市民運動が盛んで、寺内氏も長年取り組み、「国保の危機は本当か」「基礎から学ぶ国保」(日本機関紙出版センター)などの著書がある。「私はシングルマザー支援も行っていますが、みなさんの所得はだいたい50万、150万くらいで、年15万円以上の国保料。年10回払いとし、1回に1万5000

ささい・えりこ 1978年生まれ。『サンデー毎日』を経て、フリーランスに。著書に『救急車が来なくなる日』(NHK出版)、『室温を2度上げると健康寿命は4歳のびる』(光文社)、『潜入・ゴミ屋敷』(中央公論新社)など

# 許

# 国民健

# 命

## 今すぐ納付してく

### 注意事項

・コンビニや金融機関で納めていただいた保険料の情報は、区役所で確認ができるまで、2週間ほどかかります。このため、納付されているにもかかわらず、納付が済みの場合は領受書の送付を要します。  
 ・未納が続きますと預貯金、給与などの身元凍結がなされ、予告なく強制執行される場合があります。

記者に届いた督促状、国保料4カ月分で30万円は高すぎる…

0円程度です。自分なら市販薬で済ませられても、子どもは病気や急変をしますから、医療機関にかかれるよう、皆必死に払っています。たとえ食費を削っても、

## 年々低下する国庫負担率

国保問題に詳しい長友薫<sup>まさ</sup>輝氏（三重短期大生活科学科教授）も補足する。

「（1）組合健保（2）共济組合（3）協会けんぽは、サラリーマンなど労働条件に基づいて雇用されている人が加入する『被用者保険』と称され、保険料は労働者と使用者（事業主）がおよそ労使折半で負担する仕組

携帯代を払えなくても、国保料は払おうという姿勢です。ですが、それでも滞納してしまうことがある。それは高いからで、安ければみんな払えています」

みになっていきます。それに対して国保には事業主負担にあたるものはありません。その上、加入者は所得なし、低所得者の割合が半数以上。最も平均所得の低い国保加入者が、最も高い保険料を支払っているのです」

しかも国保加入者は年齢層が高く、医療費が高くなりやすい。75歳以上は（4）の後期高齢者医療制度にな

るが、60歳から75歳未満の世代が「国保加入者のおよそ4割」を占める。地域に医療費が多く発生すれば、それだけ保険給付費（自己負担額以外の費用）も上昇し、それに応じて保険料も高くなる。高い医療費を所得に応じた保険料だけでカバーできず、国保には世帯人数に応じて「均等割」という保険料の「上乘せ」がされているのだ。

「人生で一番所得の低い時期の人と、もともと低い人が国保に集まっている。だから国が国庫負担率を上げて、保険料を下げるのは当たり前前のことでしょう。組合健保や協会けんぽに加入している人も現役時代は元

気にたくさん働いて、その時に

滞納金支払い中に

生命保険の強制解約、がん

で死亡…

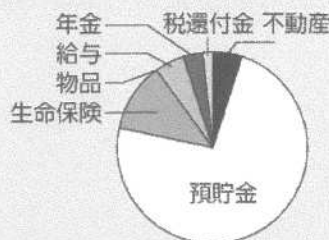
## 行き過ぎ処分が急増

## 命救わぬ「国民皆保険制度」の異常

このまま未納が続くと財産を差し押さえます 記者に届いた督促状

# 国民健康保険が命を脅かす

## 2020年度 大阪府の各自治体の 国保滞納世帯に対する 差し押さえの内訳



21年6月 大阪社保協調査より  
大阪市は集計中、豊能町は未回答

は医療のお世話にならなくても、定年して国保に入る頃に病気を患うことが多いのです。国保は「社会の面倒」を押し付けられているといっている」（寺内氏）

1983年までは約6割を占めていた国庫支出金が年々低下し、現在は二十数%。この「国庫負担割合を引き上げるべき」という意見は、今回取材した全識者に共通する。私も、加入者が「支払える保険料」になるまで国庫負担率を上げるしかないと考えている。

そのような制度における改革の必要性は前回述べた

## 「差し押さえ禁止額」がある

全国でも差し押さえ率が高い群馬県前橋市で、市民を守ろうと奮闘する司法書士の仲道宗弘氏のもとを訪ねた。

仲道氏は「過酷な差し押さえは、最低限度の生活を脅かし、生存権（憲法25条）を侵害する」と訴える。

「前橋市では滞納者の家庭を職

が、今回は私のように「国保料の滞納」に悩む人の実態に迫りたい。滞納の行き着く先は「差し押さえ」だ。

国保は滞納が続くと、通常の保険証から有効期間が短い「短期保険証」に切り替わる。さらに滞納が続くと「資格証明書」が交付され、保険診療を受けられなくなる。窓口では10割負担

になる。

しかし、寺内氏によると「近年、各市町村は資格証明書の発行より、差し押さえに力を入れている」という。滞納者は差し押さえられると怖くなり、何とかお金を工面しようとする。そのため資格証明書を発行するより、徴収率が上がりやすいのだ。

員が訪問し、対話に基づいて徴収するという手法を捨てました。15年以上前から滞納者を市役所に一方的に呼び出して納付を迫り、滞納が解消しなければ差し押さえにより強制徴収を行います。国保料を含め市税滞納による財産差し押さえ件数は2004年に896件だったものの、5年後の09年には8992件。当時、前橋市は人口約34万人でしたが、隣の高崎市では人口

37万人以上で差し押さえ件数がその半数もありませんでした。全国規模でも前橋市の差し押さえ件数は異常であり、その手法も市民を追い詰めています」

前橋市で働くある40代のシングルマザーは生活が苦しく、国保料を納めていない時期があり、延滞金を含めて50万円程度の滞納があったという。昼も夜も働かずの約12万円の給料が振り込まれた時、市から銀行預金を差し押さえられ、強制的に10万円を徴収された。女性は友人に借金をして日々をしのいだそうだが、その後、生命保険を強制解約させられて解約返戻金を市に徴収されたという。

「この女性は3年前にがんのため、亡くなりました」と、仲道氏が怒りを込めて言う。

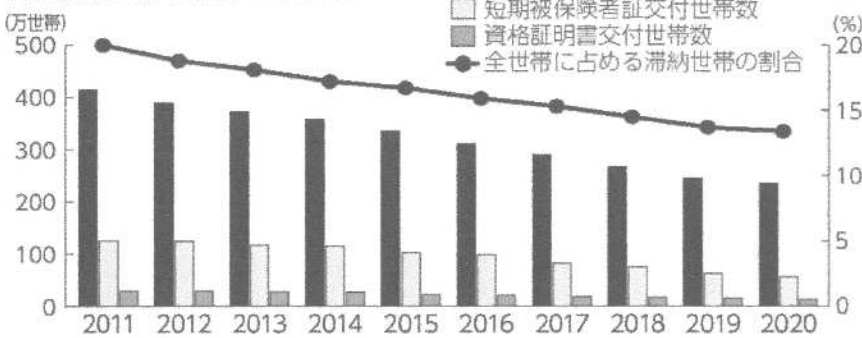
「彼女は毎月2万円ずつ滞納税を支払っていたのです。しかしそれを4万円にしな

ければ生命保険を解約する、と市に脅されました。これは違法ではありません。市税を滞納している市民が生命保険に加入しており、解約返戻金がある場合には、契約者の意思によらずに生命保険契約を一方的に解約することができません。しかし、生命保険の契約内容が資金運用や蓄財の場合と、生活保障を主目的とする場合とで区別せず、解約返戻金があるという理由だけで強制解約に及ぶことはあまりに乱暴ではないでしょうか」

地方自治体の税金や国保料の滞納に対して、数十人の税理士が無償で相談に応じている「滞納相談センター」では、追い詰められた納税者たちからの電話が鳴り止まない。

会長で税理士の角谷啓一氏によると「今すぐ助けてほしいという緊急性の高い相談が多い」という。

## 国保(市町村)における保険料の滞納世帯数等の推移



国民健康保険中央会「国保のすがた」を参考に作成

「昨日も50代後半の男性の相談がありました。建設業を営んでいるのですが、コロナ禍で元請け先の企業の経営状態が厳しく、仕事が減って今は月の所得が10万円にも満たない。奥さんがパートで月7、8万円の収入を得ていますが、食べていくのが厳しい状態。男性は建設業に加えてアルバイトをしているのですが、先日そのアルバイトの給料である5万円をすべて市に差し押さえられてしまった。これは違法性が高い差し押さえですが、国保料の支払いに充てられたから、とのご本人の意向で苦情申し立てのみにとどめました」

給料の差し押さえ禁止額は、一人おおよそ10万円とされる。法律上はどんなに滞納があっても、10万円程度は滞納者の預金口座に残しておかなければならない。さらに家族が一人

増えるたびに約4万5000円ずつ加算される。つまり夫、妻、子で暮らしていた場合、19万円程度は生活最低額として差し押さえ禁止額とされる。しかし実態は、この男性のように預金口座に禁止額以下しかなくても、行政が全額差し押さえをするケースが後を絶たない。

この50代後半の男性は、10年前から国保料を含めた税金を滞納しており、その額、200万円にのぼる。延滞金も200万円近くで、総額約480万円だ。延滞金の利率は年々下がっているものの、今年は年8.8%（納期限から2カ月を経過した日以降・事例により一部免除あり）。しかし8年前は年14.6%だったため、男性は当時の延滞金もかさんでいるのだろう。「男性一家の滞納は、一番上のお子さんが大学生になる頃から始まっています。子どもが4人もいるため、それぞれの均等割が加算され、当時の国保料が月額6万8000円。一番生活費がかかる時に最も国保料が高くなるんです。納められるわけがありません。現在も、事業の収支、一家の生

活費を計算して、食費を一日700円まで切り詰めても、納付可能額はゼロなんです。役所は「納めろ」しか言いませんが、それぞれの実情をまずは把握してほしいと思います」（角谷氏）

税務署に40年勤め、税の仕事に精通している角谷氏が「国保制度そのものに無理を感じる」と語る。コロナ禍においても、一切の妥協を許さない強権行使の前に、無力感にさいなまれる仲間の相談員（税理士）もいるという。

現在、経済的困窮により医療を受けられない人も増えている。全日本医師会機関連合会（民医連）が「2020年経済的事由による手遅れ 死亡事例調査概要報告」を発表した。（非正規職員としてホテル客室の清掃などの仕事をし

ていた60代男性。コロナの影響でホテルの客数が減少し、職場上司より感染が落ち着くまで出勤停止を命じられた。国保に加入していたものの無収入の状態になって受診を控え、しびれと痛みの症状から医療機関を受診したときにはすでにが

んが骨やリンパ節に転移。昨年夏に死亡」など、ほかにも多数の死亡・重症化例が記されている。民医連事務局次長の山本淑子氏はこう憤る。「調査では死亡が40事例と、例年とあまり変わりません。実際の現場ではどう

経済的困窮、受診遅れで40人死亡

「調査では死亡が40事例と、例年とあまり変わりません。実際の現場ではどう

「調査では死亡が40事例と、例年とあまり変わりません。実際の現場ではどう

「調査では死亡が40事例と、例年とあまり変わりません。実際の現場ではどう

# 国民健康保険が命を脅かす



無料または低額な料金で医療を受けられる「無料低額診療所」の存在を知っておきたい

なのかとソーシャルワーカーの人に尋ねると、「どうしてこんなになるまで放っておいたの？」という人が少なくないようです。経済的に困窮した結果、受診控えで病気が悪化しているというケースが目立ちます。私がこの調査をしていて一番つらいのは、爪に火をともしように保険料を払って、保険証があるのに、窓口の負担が払えなくて我慢して重症化したり、死亡した事例を知る時です。なんのため保険証なんだらう。保険証があれば安心して、そ

して負担なく、医療にかかれるようにならないといけません」

たしかに国民年金であれば免除制度があるのに、国保は所得ゼロでも国保料が算出され、窓口でも医療費の負担が発生する。

「民医連では全国で『無料低額診療事業』を行っていて、無料または低額な料金で医療が受けられるので、低所得者などはそこに駆け込む人が多いでしょう。ですが大阪の民医連は保険証

## 公務員は「公平」という言葉の病

医療機関を受診する際に必要な保険証。ほかの公的医療保険に入れないなら国保に加入しなければならぬが、加入者は高い保険料に苦しむ。そして窓口負担金も支払えず、さらには滞納が続いて、行政から厳しい取り立てを受ける。仲道氏は「公務員は公

がなくても受け入れてくれるものの、無保険では受け付けてくれない医療機関も多々あります」（寺内氏）

私も今年のはじめ、救急医療現場で密着取材していた際、所持金が8円で公的医療保険に加入していない40代男性を見かけた。お金がない、住むところがない、死にたいが死ねないと、その男性は救急車を呼んだのだ。決して許される行為ではないが、八方塞がりの状況に胸が痛くなった。

平」という言葉の病」だと強調する。

「行政は徴収する場面で、税負担の公平性を保つたため」という名目で、なんでも差し押さえる。そして必ず納めろという。生活に困っている人にそれを買えば、人を追い詰めます。死んでもおかしくありません。行

政は、なぜ滞納が生じているのかを調べるべきでしょう。そのために調査権があるので。滞納者の相談に乗り、使える制度を案内し、そこで浮いたお金を国保料にまわすような努力が多くの自治体には全くありません」

コロナ禍での減収に対する国の「特例貸付」や、家賃に困っていれば住宅確保給付金がある。会社が倒産してしまつたら、居住地を管轄するハローワークで手続きをすれば失業給付があるし、同時に職探しができる。母子家庭であれば、看護師などの資格取得の際に、給付金や貸付金を国が行っている。銀行などに借金があるのなら、弁護士を紹介して債務整理を行わせればいい。実際に宮城県多賀城市や滋賀県野洲市ではそういった取り組みを行っているという。

前回の記事に、国保料の滞納に悩むなら「行政の窓

口に相談」と書いたが、分納額を一方的に決められる、分納していても差し押さえられるなど、強硬姿勢の自治体があることが今回の取材でわかつた。だから困ったことがあるなら、弁護士や税理士らの専門家で構成される「滞納処分対策全国会議」や「滞納相談センター」などで相談にのってもらうことを今勧めたい。

冒頭で述べた私の国保料だが、このままでは生活が破綻すると考え、前述した(5)の特定の職業団体が運営する「国保組合」に今夏、加入申請した。(5)には医師や芸能人、建設、食品などさまざまな職業団体があがるが、私の場合は著作活動を主として収入を得る「文芸美術国民健康保険組合」が該当した。高い国保料に困るなら、その人の職種による国保組合がないか、探してほしい。審査を経て今年8月か

ら、私と子どもは同国保組合に加入できた。保険料は収入にかかわらず均等で、月額4万円未満（年齢等によって異なる）。年にして44万円の支払いであり、これまでの国保料のおよそ半額だ。ただし、今年4月から7月まで加入していた4

カ月分の国保料の支払いが残っている。それが現在滞納している「30万円」だ（その間、一度も医療を受けていないのに、と正直腹が立った）。区との話し合いで、その30万円を24回に分けて納付することになった。まさにこの原稿を書いている

最中、区から送られてきた「分納誓約書」にサインしたところである。30万円の国保料と、その完納後に請求される延滞金については

## 滞納処分の停止は自治体判断

今後払っていかうと思う。けれども、だから他の国保加入者に対し、1円たりとも未納を許せないとはとても言えない。

滞納処分によって滞納者の生活を著しく窮乏させるおそれがある場合は差し押さえを停止し、納税義務を消滅させる制度がある。市民運動が盛んな大阪府では「生活保護世帯は、ほぼ滞納処分の停止がされています」（寺内氏）という。しかし、全国ではむしろ生活

保護が決定した途端、「お金が入るのなら、滞納分を払え」と取り立てる自治体もある。生活困窮の具体的な基準がないため、各市町村の判断によるのだ。「例えば高槻市では生活保護151世帯しか生活困窮と認めていませんが、富田林市では生活保護の628

世帯以上の数、2444世帯もの滞納処分停止を認めています。つまり生活保護以外でも、生活が厳しい世帯には滞納処分の停止しているということ。差し押さえをすると、事務作業や人手がかかり、それでいて大した保険料（税）収入は期待できません。要は「許すな、滞納」という姿勢でなく『生活困窮なら当然払えないよね』という考え方なのです」（寺内氏）

もちろん国保料を含めた税金は、憲法に規定されている通り、日本国民として支払う義務がある。多くの滞納者はそれをわかっていてるからこそ、差し押さえをされて生活できなくなっても、声を上げない。自分医療を受ける資格がない、とひたすら我慢の生活を送るのだ。もしあなたの身近な人がそのような事態に陥っても、「それは本人の責任」と言えるだろうか。リストラや給与の引き下げ、事業の縮小や廃止などの憂き目は誰にでも起こり得る。そして国保に加入すれば、どの地域であっても今後、高い保険料と厳しい取り立てに直面する可能性がある。明日は我が身だ。

「徹子の部屋」(2021年11月23日放送)で紹介され話題!

# 堂々と老いる

田原総一郎

滑舌は悪くなったし、物忘れも激しくなった。だけど悔しくない。87歳の現役ジャーナリストが満を持して贈る激烈エッセイ。

田原節が炸裂!



滑舌は悪くなったし、物忘れも激しくなった。だけど悔しくない。

田原総一郎

定価 1,430円(税別)  
978-4-620-32711-2

毎日新聞出版

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 TEL.03-6265-6941  
(ブックサービス) 0120-29-9825でも注文できます。